

中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会(第35回)  
議事要旨

1. 日 時 平成25年7月24日(水) 13:30~15:40  
2. 場 所 中央合同庁舎5号館 環境省第1会議室  
3. 出席委員 委 員 中杉 修身  
臨時委員 上路 雅子 五箇 公一  
白石 寛明(委員長) 染 英昭  
田村 洋子 築地 邦晃  
根岸 寛光 山本 廣基  
吉田 緑  
専門委員 浅野 哲 稻生 圭哉  
内田 又左衛門 森田 昌敏

4. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について  
(2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について  
(3) その他

5. 議 事

審議については、中央審議会土壤農薬部会の運営方針に基づき、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当しないことから、公開で行われた。

諮問事項「農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。

・水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について

10農薬(アラクロール、イミベンコナゾール、デスメディファム、ピフルブミド、フルフェナセット、フロニカミド、ホスチアゼート、マンネブ、メソミル、レナシル)について審議が行われた結果、配付資料を一部修正の上、事務局(案)のとおり基準値を設定することとされた。

・水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について

6農薬(アメトクトラジン、ジフェノコナゾール、チフルザミド、トリフルラリン、ピリオフェノン、ペンフルフェン)について審議が行われた結果、事務局(案)のとおり基準値を設定することとされた。

その他(水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る登録保留基準の設定を不要とする農薬について(天敵農薬))

キイカブリダニについて、水産動植物の被害のおそれ及び水質汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生じるおそれが極めて少ないと認められることから、基準値設定不要とされた。

以上